

民間企業における個人番号の利用場面

社会保障分野

○ 個人番号利用事務実施者としてのもの

(1) 健康保険組合の実施する事務

※別表第一

二 全国健康保険協会又は健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給又は保険料等の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
--------------------	--

(2) 企業年金の実施主体が実施する事務

七十一 確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)第二十九条第一項に規定する事業主等又は企業年金連合会	確定給付企業年金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
七十二 確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)第三条第三項第一号に規定する事業主	確定拠出年金法による企業型記録関連運営管理機関への通知、企業型年金加入者等に関する原簿の記録及び保存又は企業型年金の給付若しくは脱退一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

○ 個人番号関係事務実施者としてのもの

→健康保険、雇用保険、年金などの場面で提出を要する書面に、従業員等の個人番号を記載。

税分野

○ 個人番号関係事務実施者としてのもの

→税務署に提出する法定調書等に、従業員や株主等の個人番号を記載。

※一般の民間企業(非金融機関)の場合

法定調書	提出者	根拠条文(所得税法)
給与所得の源泉徴収票	給与等の支払をする者	第226条第1項
退職所得の源泉徴収票	退職手当等の支払をする者	第226条第2項
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	報酬、料金、契約金又は賞金の支払をする者	第225条第1項第3号
配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書	利益の配当、剰余金の分配又は基金利息の支払をする法人	第225条第1項第2号
不動産の使用料等の支払調書	不動産の使用料等の支払をする法人及び不動産業者である個人	第225条第1項第9号
不動産等の譲受けの対価の支払調書	居住者又は内国法人に対し譲渡対価の支払をする法人及び不動産業者である個人	第225条第1項第9号

社会保障・税番号制度における安心・安全の確保

番号制度に対する国民の懸念

- ・ 個人番号を用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された**個人情報**が**外部に漏えい**するのではないかといった懸念。
- ・ 個人番号の不正利用等（例：他人の個人番号を用いた**成りすまし**）等により財産その他の被害を負うのではないかといった懸念。
- ・ 国家により個人の様々な個人情報が個人番号をキーに名寄せ・突合されて**一元管理**されるのではないかといった懸念

制度面における保護措置

- ① 番号法の規定によるものを除き、特定個人情報の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止（番号法第20条、第28条）
- ② 特定個人情報保護委員会による監視・監督（番号法第50条～第52条）
- ③ 特定個人情報保護評価（番号法第26条、第27条）
- ④ 罰則の強化（番号法第67条～第77条）
- ⑤ マイ・ポータルによる情報提供等記録の確認（番号法附則第6条第5項）

システム面における保護措置

- ① 個人情報を一元的に管理せず、分散管理を実施
- ② 個人番号を直接用いず、符号を用いた情報連携を実施
- ③ アクセス制御により、アクセスできる人の制限・管理を実施
- ④ 通信の暗号化を実施

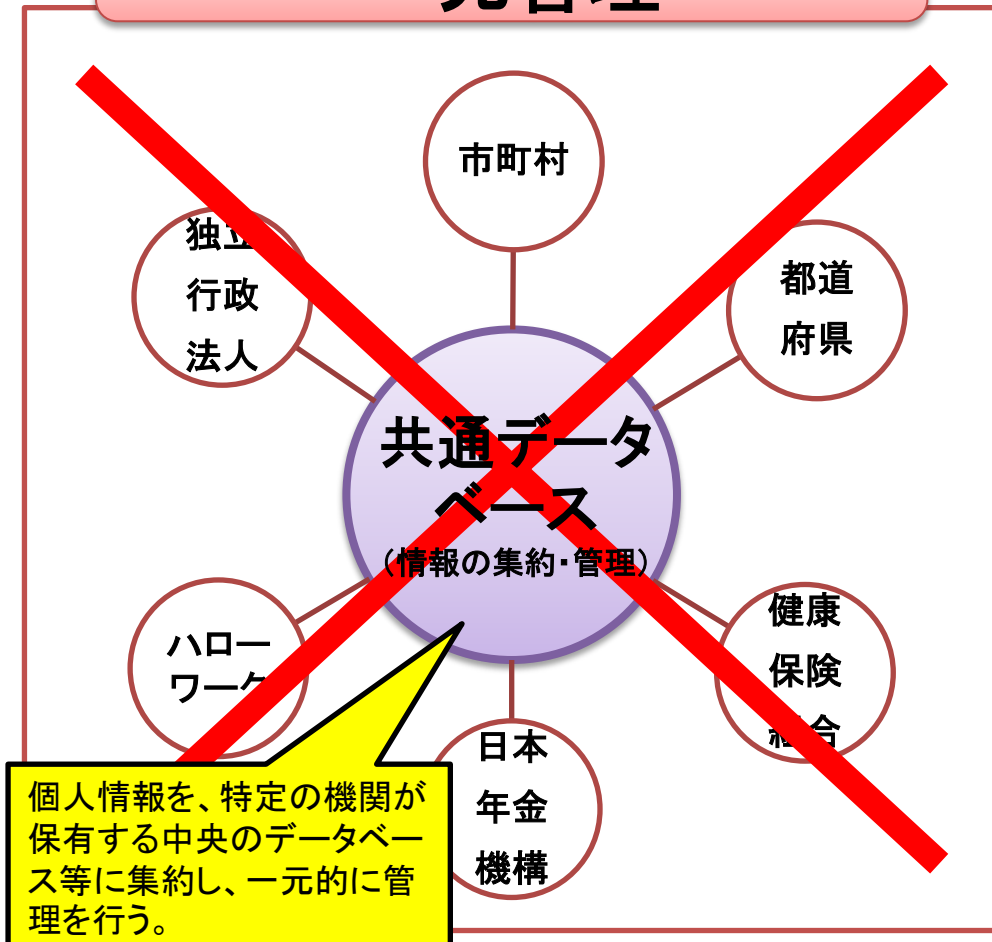


個人情報管理の方法について

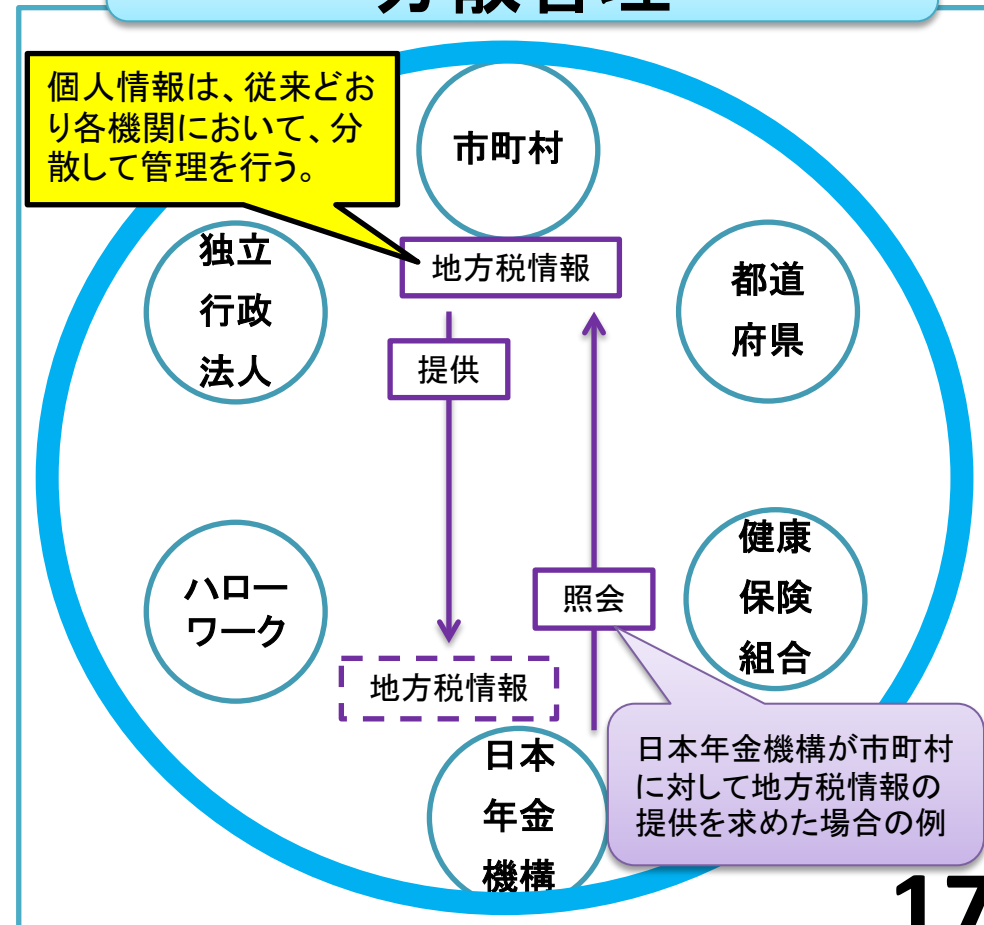
✕ 番号制度が導入されることで、各行政機関等が保有している個人情報を**特定の機関に集約**し、その集約した個人情報を各行政機関が閲覧することができる『**一元管理**』の方法をとるもの**ではない**。

○ 番号制度が導入されても、従来どおり個人情報は**各行政機関等が保有**し、他の機関の個人情報が必要となった場合には、番号法別表第二で定められるものに限り、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報の照会・提供を行うことができる『**分散管理**』の方法をとるものである。

一元管理



分散管理



特定個人情報保護委員会

※番号法及び関係政令に基づき2014（平成26）年1月1日設置

任務

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づき、個人番号その他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じること

組織

○委員長1名・委員6名（合計7名）の合議制（平成26年中は委員長1名及び委員2名（計3名））

（個人情報保護の有識者・情報処理技術の有識者・社会保障又は税制の有識者・民間企業の実務に関する経験者・地方六団体の推薦者を含む）

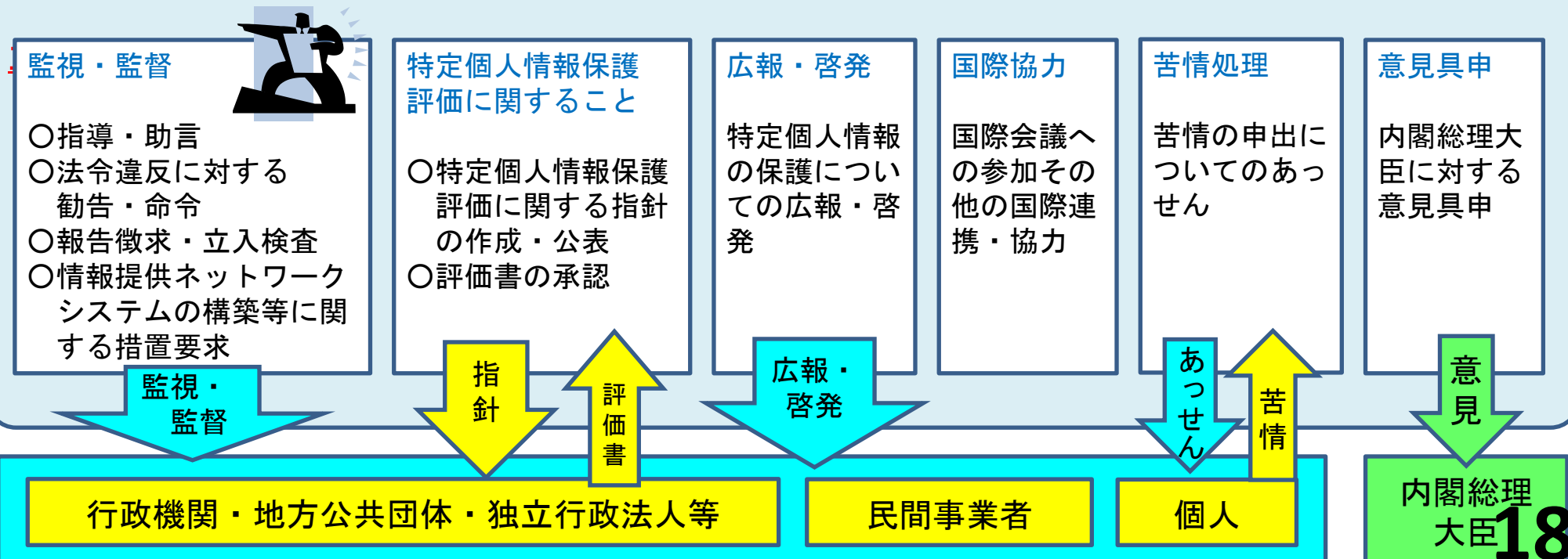
・委員長（常勤）堀部政男（元一橋大学法学部教授）

・委員（常勤）阿部孝夫（前川崎市長）

・委員（非常勤）手塚 悟（東京工科大学コンピュータサイエンス学部教授）

○委員長・委員は独立して職権を行使（独立性の高い、いわゆる3条委員会）

○任期5年・国会同意人事



特定個人情報保護評価の概要

特定個人情報保護評価とは

特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する国の行政機関や地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するもの。

根拠法令等

番号法第26条・第27条

特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年4月18日公布、4月20日施行）

特定個人情報保護評価指針（平成26年4月18日公表、4月20日適用）

評価の目的

- 番号制度に対する懸念（国家による個人情報の一元管理、特定個人情報の不正追跡・突合、財産その他の被害等）を踏まえた制度上の保護措置の一つ
- 事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止及び国民・住民の信頼の確保を目的とする。

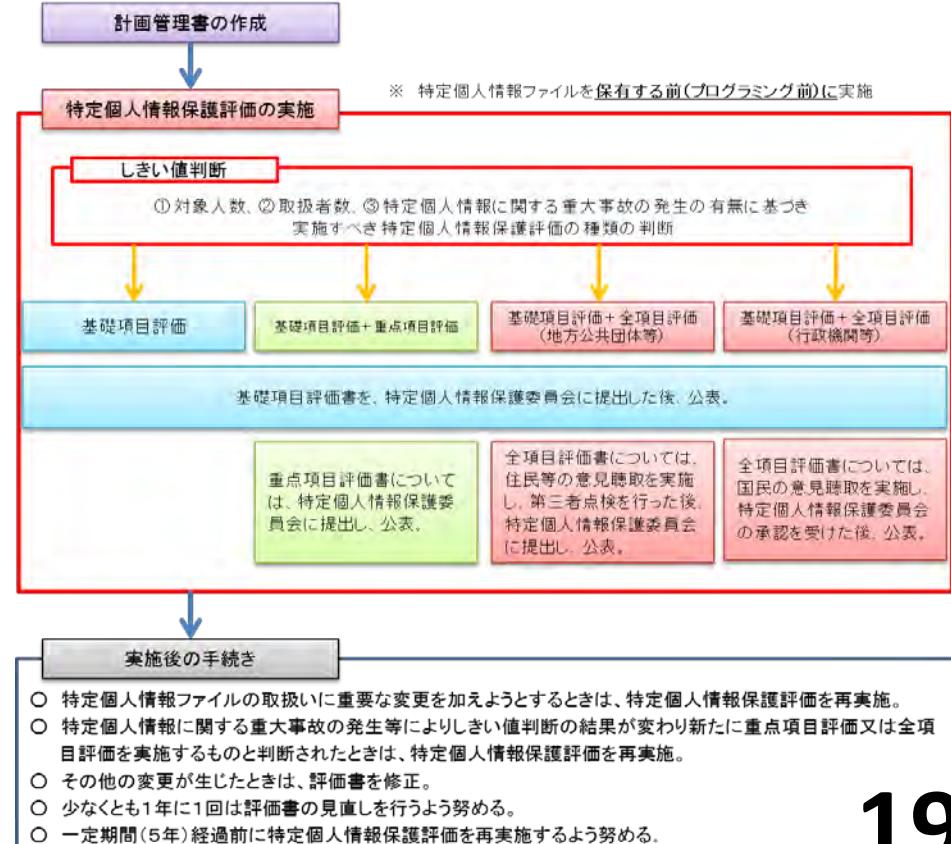
評価の実施主体

- ① 国の行政機関の長
- ② 地方公共団体の長その他の機関
- ③ 独立行政法人等
- ④ 地方独立行政法人
- ⑤ 地方公共団体情報システム機構（平成26年4月1日設置）
- ⑥ 情報提供ネットワークを使用した情報連携を行う事業者（健康保険組合等）上記のうち、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者は、特定個人情報保護評価を実施することが原則義務付けられる。

評価の対象

- 特定個人情報保護評価の対象は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務。
- ただし、職員の人事、給与等に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務、手作業処理用ファイル（紙ファイルなど）のみを取り扱う事務、対象人数の総数が1,000人未満の事務等については特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない。

特定個人情報保護評価の流れ



罰則の強化

	行為	法定刑	同種法律における類似既定の罰則			
			行政機関個人情報保護法・ 独立行政法人等個人情報 保護法	個人情報保護法	住民基本台帳法	その他
1	個人番号利用事務等に従事する者が、正当な理由なく、 特定個人情報ファイルを提供	4年以下の懲役or 200万以下の罰金or 併科	2年以下の懲役or 100万以下の罰金	—	—	
2	上記の者が、不正な利益を図る目的で、 個人番号を提供又は盗用	3年以下の懲役or 150万以下の罰金or 併科	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	—	2年以下の懲役or 100万以下の罰金	
3	情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者が、 情報提供ネットワークシステムに関する秘密の漏えい又は盗用	同上	—	—	同上	
4	人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は、財物の窃取、施設への侵入等により個人番号を取得	3年以下の懲役or 150万以下の罰金	—	—	—	(割賦販売法・ クレジット番号) 3年以下の懲役or 50万以下の罰金
5	国の機関の職員等が、 職権を濫用して 特定個人情報記録された 文書等を収集	2年以下の懲役or 100万以下の罰金	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	—	—	
6	委員会の 委員等が 、職務上知り得た 秘密を漏えい又は盗用	同上	—	—	1年以下の懲役or 30万以下の罰金	
7	委員会から命令を受けた者が、 委員会の命令に違反	2年以下の懲役or 50万以下の罰金	—	6月以下の懲役or 30万以下の罰金	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	
8	委員会による検査等に際し 、虚偽の報告、虚偽の資料提出をする、 検査拒否等	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	—	30万以下の罰金	30万以下の罰金	
9	偽りその他 不正の手段により個人番号カードを取得	6月以下の懲役or 50万以下の罰金	—		30万以下の罰金	

番号法政省令の準備状況について

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令
 - 平成26年3月31日に公布
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部の施行期日を定める政令
 - ※特定個人情報保護委員会による特定個人情報保護評価指針の策定、
特定個人情報保護評価の実施開始の日を平成26年4月20日とするもの。
 - 平成26年4月16日に公布
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則
 - 平成26年6月7日にパブリックコメント開始、6月20日に終了
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一に関する主務省令(仮称)
 - 平成26年6月中にパブリックコメント開始予定
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二に関する主務省令(仮称)
 - 平成26年7月中にパブリックコメント開始予定